

論文和文概要

(2000字程度)

報告番号	甲第	18	号	氏名	目黒 力
------	----	----	---	----	------

21世紀に入り我が国は人口減少社会に突入した。少子高齢化と人口減少社会は結果的に、地方都市圏から三大都市圏へ人口が流入するようになり地方都市においては「限界集落」や「消滅可能性都市」という言葉が生まれた。しかし、こうした地方の衰退を証明する事象と地方都市における公共交通の疲弊は、未だ人口の50%が住み続ける「地方」において克服されなければならない早急の課題である。地方都市の公共交通機関をめぐる現状は21世紀入って混沌としている。その中で、交通政策基本法が平成25年12月に交付・施行された。交通政策基本法は、我が国の交通政策の進め方に関する枠組みを示したものである。同法は、交通に関する基本的な施策の策定と実施について国及び地方公共団体の責務とし、交通施策に関する基本的な計画（交通政策基本計画）を策定することとしている。以前より国や地方自治体は、地方再生のため様々な施策を打ち立てるべく努力をしていたが、同法により大きな枠組みを示された事になった。現在地方都市は、住民や移動制約者などにも対応する地域公共交通サービスの維持・拡充をするため、厳しい財政状況の中で効果的な施策を模索し実施すべく鉄道、路線バスを始めとする公共交通機関の再編や見直しが進められている。

地方都市圏における、公共交通機関についてみると、モータリゼーションの高まりとともに、公共交通の交通分担率は低下の傾向を強めている。鉄道は、都市圏とのネットワーク機能に留まり、新交通システムなどを新規に導入できる財政的体力のある自治体は少ない。また本来主となるべき路線バスも昭和40年前半をピークに乗客数は減少し、現在はピーク時の1/5の乗客数しかない。東京都武蔵野市で導入されたムーバスを機に、コミュニティバスの普及が一気に進んだ。またこれと同時にデマンド型交通（DRT：Demand Responsive Transport）タイプの導入やバスの小型化も進み、行政、事業所の必死の努力により維持運営されているが、状況は必ずしも芳しいとはいえない。タクシーは2006年のバリアフリー新法により改めて正式に公共交通として位置づけられ、更に自家用有償運送という新たなドア・ツー・ドアの移動体系も正式に平成18年の道路運送法改正で法的位置を与えられた。こうした動きがある一方で、従来からある路線バス、デマンド型交通、コミュニティバスなどの事業運営は決して順調なものとはいえない。

こうした問題背景から、今後は交通政策基本法の基本理念に則り、大都市圏と地方都市圏の両立を果たし各々の機能分化を進め住民サービスの公平性を担保しながら地方都市と公共交通機関の再生をめざすために新たな方策とシステムが必要とされている。

本研究は、地域公共交通に焦点を合わせ地方都市における公共交通機関の実態を明らかにし、地域住民特に高齢者や障害者をはじめとした移動制約者の外出支援の方策、つまり移動制約者の外出機会をいかに保障するための地域公共交通の果たす役割について検討するものである。地域における公共交通機関の平等とは外出支援つまり地域住民の「移動機会の保障」であり、また過度に進んだモータリゼーションに対する地域交通のセーフティーネットとしても既存公共交通の再活性化が必須かつ急務である。具体的には、地域住民の外出支援を図るため現在実施されている地域公共交通の事例を通して実態を検討し、統括的かつ客観的に地方公共交通の方策と今後長期に持続可能な地域公共交通システムについて検討する。

論文は、全8章から構成されており、その概要は以下の通りである。第1章では、序論として研究の背景と研究の方向性と枠組みについて示す。第2章では、既存研究を整理し本研究の目的を明示する。第3章では、地方都市における公共交通機関の現状を法制度、事業運営、利用者の3つの側面から整理する。第4章では、群馬県沼田市を事例に路線バスの現状と課題について住民調査からその再編方法について述べる。第5章では、デマンド型交通の現状と課題について群馬県の事例からその分類を試み、群馬県甘楽町の事例を基に検討する。第6章では、自家用有償運送として福祉有償運送ならびに過疎地有償運送を取り上げ、群馬県の事例を通し事業所と利用者調査からその現状と課題を検討する。第7章では、タクシーの活用について先行事例として山口県山口市の事例を検討した後、群馬県前橋市を事例にグループタクシーの社会実験とその成果について述べる。第8章は総括であり、今後の地方都市における地域公共交通機関の課題と施策そして外出支援のあり方について述べる。